

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成24年12月 5 日付け大生保生第974号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

実施機関が行った、平成 24 年 10 月 26 日付け大生保生第 759 号による非公開決定（以下「本件決定」という。）において公開しないこととした部分のうち、別表に掲げる部分を公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 24 年 10 月 12 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「公開条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「生活支援担当が特定する『通知書』A B C に当たる資料全部。」を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を、「生活支援担当が特定する『通知書』A B C に当たる資料」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、公開しない理由を次のとおり付して、公開条例第 10 条第 2 項に基づき本件決定を行った。

記

「公開条例第 7 条第 5 号に該当
（説明）

上記の公文書は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づき大阪市公正職務審査委員会が実施した調査に関連する資料であり、公開することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実

態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 11 月 5 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 処分の取り消しを求める。憲法第 15 条実施せよ。
- 2 行政機関の大原則「市民サービス」実施。憲法第 21 条「知る権利」迫害する。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書は、大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）に対して通報がなされた案件について、生野区役所総務課が調査方法及び調査結果を委員会に提出した公益通報処理報告書を作成するにあたり、実施機関内で作成した関連資料類である。
- 2 本件文書を公開することとした場合、調査方法が公になることにより、実施機関が行う調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が調査対象に知れる可能性があり、今後同種の事案において問題の発覚を免れるための措置を講じる手段を与えてしまう結果となりかねず、ひいては通報対象事実の確認が著しく困難となるおそれがあり、また、調査結果が事後であったとしても公開されることとなるとすれば、今後、公益通報に係る情報収集及び調査等を行う際に、当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、調査結果への記載も無難なものとなるおそれがある。
- 3 以上のとおり、本件文書を公開することにより、公益通報処理事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると考えられることから、本件文書は公開条例第 7 条第 5 号に該当すると判断したものである。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

公開条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがっ

て、公開条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、公開条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、公開条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいふまでもない。

2 公益通報制度について

実施機関では、職員等が行った違法又は不適正な事案について、広く通報を受け付け、事実調査を行い、是正を図るために公益通報制度を整備している。

公益通報がなされると、委員会で調査の要否を審査し、調査が必要な場合には、調査の実施後、調査結果、改善策及び再発防止策等を委員会で審議することとなっている。また、氏名及び住所を明らかにしている場合など一定の条件があるものの、通報者が希望する場合には、委員会から審議結果の通知文を送付する。

3 本件文書について

本件文書は、公益通報事案の調査記録である公益通報処理報告書であり、「公益通報処理報告書（第23-01-113号）」、その別紙である「公益通報報告書（23-01-113）の事実確認について」、「公益通報処理報告書（第23-01-91号）」及びその別紙である「公益通報報告書（23-01-91）の事実確認について」から構成されている。

実施機関は、公開条例第7条第5号に該当することを理由に本件文書のすべてを非公開としている。

ここで、当審査会では、本件文書をその情報の内容から次のとおり分類する。

- (1) 「公益通報処理報告書（第23-01-113号）」及び「公益通報処理報告書（第23-01-91号）」の「調査方法」欄の情報
- (2) 「公益通報報告書（23-01-113）の事実確認について」及び「公益通報報告書（23-01-91）の事実確認について」のうち、標題を除く部分（以下(1)と(2)をあわせて「本件非公開部分1」という。）
- (3) 「公益通報処理報告書（第23-01-113号）」及び「公益通報処理報告書（第23-01-91号）」のうち、(1)の部分を除く部分
- (4) 「公益通報報告書（23-01-113）の事実確認について」及び「公益通報報告書（23-01-91）の事実確認について」のうち、標題（以下(3)と(4)をあわせて「本件非公開部分2」という。）

4 争点

実施機関は、本件文書について公開条例第7条第5号を理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件文書の公開を求めている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の公開条例第7条第5号該当性である。

5 本件文書の公開条例第7条第5号該当性について

(1) 公開条例第7条第5号の基本的な考え方について

公開条例第7条第5号は、本市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないことができると規定している。

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいい、また、こうした支障を及ぼす「おそれがある」というためには、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

(2) 本件非公開部分1の公開条例第7条第5号該当性について

本件非公開部分1は、公益通報について、実施機関が実施した調査結果に関する情報である。

当審査会で本件非公開部分1を見分したところ、公益通報について、実施機関が行った調査方法とその結果が詳細に記載されていた。

一般的にこういった情報を公開すれば、実施機関が行う調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が調査対象に知れる可能性があり、今後同種の事案において、問題の発覚を免れるための措置を講じる手段を与えてしまう結果となりかねない。そうすると、公益通報がなされたとしても通報対象事実の確認が著しく困難となり、将来的に公益通報制度自体が機能不全を起こしかねないことは想像に難くない。

また、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第7条第2項において、本市職員は「調査に協力しなければならない」と定められているものの、実施機関が行う調査は強制捜査ではなく、事案の性質上調査の秘匿性が高く、また限られた調査体制であることなどを考慮すると、調査に際して関連部署の職員の協力が事実上不可欠のものであることは否めず、仮に、事後であったとしても、調査結果が公開されることとなるとすれば、調査に対する回答に際して、調査対象となった職員が真実を述べることを躊躇するおそれがあるのは明らかである。

本件非公開部分1を公開することは、公益通報を通じ、本市職員等による法令の遵守の確保及び不正な行為の防止を図り、もって公正な市政の運営と市政に対する市民の信頼を確保することを第一義とした公正職務条例の趣旨から、公益通報処理

事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められる。

(3) 本件非公開部分 2 の公開条例第 7 条第 5 号該当性について

本件非公開部分 2 は、公益通報処理報告書の様式部分及び既に公にされている通報の整理番号や通報概要等に過ぎない。

とすると、本件非公開部分 2 については、これを公開したとしても、実施機関が主張する公益通報処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められない。

6 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に關与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 西村枝美、委員 上田健介

別表

- | |
|--|
| 1 「公益通報処理報告書(第 23-01-113 号)」及び「公益通報処理報告書(第 23-01-91 号)」のうち、「調査方法」欄の情報を除く部分 |
| 2 「公益通報報告書(23-01-113)の事実確認について」及び「公益通報報告書(23-01-91)の事実確認について」のうち、標題 |

(参考) 答申に至る経過

平成 24 年度諮問受理第 139 号

年 月 日	経 過
平成 24 年 12 月 5 日	諮問
平成 27 年 3 月 6 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 27 年 5 月 26 日	審議 (論点整理)
平成 27 年 6 月 16 日	審議 (答申案)
平成 27 年 8 月 21 日	答申